

「横須賀市電気自動車用充電設備等導入事業」仕様書

この「横須賀市電気自動車用充電設備等導入事業」仕様書（以下「仕様書」という。）は、①公共施設駐車場へのEV充電設備の導入及び維持管理、②市内のマンション・集合住宅へのEV充電設備の導入促進、③その他ゼロカーボンの推進に資する取り組みの提案・実施に関して示したものであり、本事業の事業者（以下「事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1 本市が求める提案内容

次の事項を実現できる充電器の設置及び普及促進に係る提案を募集する。

(1) 公共施設駐車場への充電器設置

ア 充電器の設置及び運用

- ・市内の公共施設のうち、原則、別添の候補施設の駐車場から場所を選択し、設置台数及び仕様を提案する。設置場所は複数提案してもよい。
- ・実際の設置場所及び充電器の設置台数、仕様は事業者決定後、市や指定管理者と協議の上で決定する。
- ・提案を元に市や指定管理者と協議を行い、整ったものについて実施し、条件等の協議が整わなかった施設では設置を行わない。
- ・利便性を考慮し、設置する充電器は6 kW以上とする。
- ・想定している充電料金の金額を提案する。
- ・充電料金の課金にあたってはクレジットカードやアプリ等での支払いが可能な仕様とする。
- ・充電器の電源は基本的には施設から供給するが、施設の電源等の状況によっては、市と協議のうえ事業者の負担により新規で引き込みを行うこととする。
- ・施設の電気を使用する場合は使用量を事業者で把握し、相当額を施設側に支払うものとする。
- ・既に充電器が設置されている施設駐車場については、リプレースをする方策を留意すること。（例として新規設置と組み合わせた場合はリプレース可能等）

イ 充電器の運用データの検証及び今後の取組の提案

- ・充電時間や頻度、よく使われる時間帯、決済方法などのデータを設置場所ごとに整理し、その情報を市に共有するものとする
- ・今後市内に充電器を整備する際の、最適な場所や稼働時間等の諸条件を提案する

ウ 事業の期間

事業期間は、EV 充電設備等の利用を開始した日から起算して8年以上10年以内の期間とする。EV 充電設備等については、事業期間中は事業者の責任にお

いて、維持管理及び運営を行うものとする。

エ 費用負担

EV充電設備等の設計、設置工事、維持管理、充電設備の利用システム等の整備及び運用に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

オ 公有財産使用料等

横須賀市公有財産規則等を適用し減免とする。

※対象の施設が公有財産でない場合の使用料については別途協議とする。

(2) 市内のマンション・集合住宅への充電器設置促進

- ・市内マンション・集合住宅に対してチラシの配布、総会等への説明、提案等を実施する。
- ・その他設置促進に関する取り組みに協力すること。

(3) ゼロカーボン推進に資する取組の提案

ア 想定する提案内容

- ・充電インフラの充実につながる取組
- ・先進的な実証実験の提案 など

イ 費用負担

原則、提案内容にかかる費用については、事業者の負担とする。

ウ その他実施の是非を含め、条件等については市と協議して決定する。

2 運営・問い合わせ対応

本事業を運営するにあたって、以下の事項を遵守すること。

- (1) 組織化された運営体制を確立し、適切な人員を配置すること。
- (2) 問い合わせや故障、苦情等の対処については、事業者が利用者と直接行うこと。
また、迅速な対応が可能な運営体制とすること。
- (3) 問い合わせや故障、苦情等があった場合は、市等にも共有すること。共有の頻度や共有方法については市と協議し決定する。
- (4) 利用者の個人情報等は法令に基づき適正に管理するなど、適切な情報セキュリティ対策をとること。